

令和6年3月15日
都市整備部住宅課

マンション管理計画認定制度に係る取組みについて

1 マンション管理計画認定制度

区では、令和5年12月より、マンションの管理組合が作成した自らのマンションの管理計画の申請に対し、一定の基準を満たした場合に認定を行う管理計画認定制度を開始した。

マンションの管理計画認定の取得を促進し、管理適正化を推進するため、本制度に係る取組みを強化する。

2 取組内容

(1) 認定取得の支援の充実

管理計画認定基準を満たすため、管理組合が公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターにて実施しているマンション管理アドバイザーCコース（支援編）を利用し、管理計画認定を取得した場合、派遣料の全額について助成を行う。

(2) 認定証の進呈

認定を取得したマンションには管理計画認定通知書を交付するとともに、別途区独自の掲示用管理計画認定証を進呈する。

(3) 認定申請手段の充実

管理計画認定申請では、区の独自基準に関する書類を区に提出する必要があるが、窓口での提出や郵送に加え、電子申請でも受付を行う。また、申請手数料についてはオンライン決済を可能とする。

3 認定マンションの公表

認定マンションについては、公表の希望に基づき、管理計画認定マンション閲覧サイト及び区のホームページにて公表する。

4 スケジュール

区内マンション管理組合に周知の上、本年4月より本取組みを開始する。